

# 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立 三池 高等学校
課程又は教育部門	全日制

70

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) 生徒の尊厳を守り、いじめの未然防止にすべての教職員が継続的に取り組む。
- (2) 年間を通し、いじめの早期発見に対する取組を計画的に実施する。
- (3) いじめ問題対策委員会（教職員・外部専門家）を設置し、組織的な対応を図る。
- (4) いじめ防止等の年間指導計画を策定し、いじめのない学校をつくる。
- (5) より実効性の高い取組を実施するために、定期的に各取組を評価・分析し、検証する。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

### (1) 基本的考え方

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ③いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑤いじめは教職員の指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

以上の【いじめの基本認識】に示した認識をすべて教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる土壌づくりに取り組む必要がある。そのため、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

## (2) いじめの防止のための措置

### ① いじめについての共通理解

- いじめ防止のためには、組織的な対応が必要である。このため、学校は、すべての教職員にいじめ防止に対する基本方針や考え方等を示し、教職員間で認識を共有した上で、日頃からの見守りやいじめの小さな芽を発見した際には、被害生徒が組織的対応を希望しない場合であっても、教職員個人で抱えこむのではなく、組織として対応できる体制を整備する。
- すべての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修や職員会議を行う。なお、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒については、教職員等への正しい理解の促進を図る。
- 全校集会やホームルーム活動などで校長や教職員が、日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気醸成を図る。
- 部活動顧問等は、部活動が教育活動の一環であることを念頭において、部室の管理も含めた生徒への指導に取り組み、また、部活動顧問等のいじめを認識する力や対応力を向上させるため研修を行い、事案が発生した場合の情報共有にも取り組む。

### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- 道徳教育や人権教育の充実、いじめの防止に資する体験活動やいじめに係る議論等を行う機会を設定し、いじめを許さない態度や生徒の社会性を育む。
- 学校行事や生徒会活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、「違い(多様性)」を尊重するとともに協働により活力につなげる姿勢・態度を養う。
- すべての活動領域において「主体性」を発揮する能力を育成する。

### ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえておく。授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にされた分かりやすい授業づくりを進める。また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ストレスを感じた場合でも、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 障がい(発達障がいや性同一性障がいを含む)について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

### ④ 自己有用感や自己肯定感

- 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- 家庭や地域の人々などにも協力を求めていき、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
- 自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1）基本的考え方

「いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる」という認識に立ち、日頃から教職員と生徒・保護者との信頼関係を構築しておくことが最も大切である。また、管理職を含む複数の教職員で構成される「教育相談委員会」「いじめ問題対策委員会」「特別支援教育推進委員会」などの校内組織及び関係機関との連携の中で様々な情報交換を活発に行うことが早期発見につながる。しかし、いじめは、校内組織及び関係機関、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知することが大切である。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

- ①「学校生活アンケート」、「いじめに関するアンケート（記名および無記名）」いずれかを最低月1回は実施し、「教育相談委員会」及び「いじめ問題対策委員会」で情報の共有を図る。
- ②保護者に対しては、「いじめに関する家庭用チェックリスト」の配布を年に2回実施し、三者面談等で活用する。
- ③保健室や相談室の利用および意見箱の設置を広く周知する。
- ④専門医による「心の健康相談」を実施する。
- ⑤スクールカウンセラーによる相談日、訪問相談員の訪問日等を設定する。
- ⑥「学級日誌」や「生活の記録」を有効に活用する。
- ⑦定期的に個人面談を実施する。
- ⑧1人1台端末の「相談窓口一覧」を教室掲示して、学校以外の相談窓口について周知する。
- ⑨日番による校内巡視を行う。

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

#### （1）基本的考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。例えば、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しては、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースもある。このような場合、加害行為をおこなった生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

#### （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ問題対策委員会」に直ちに報告し、適切に記録し、その情報を共有する。その後は、「いじめ問題対策委員会」が中心となり、速やかに

関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。なお、学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得る。

- ⑤部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。なお、部活動指導員、非常勤講師等においては、部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。
- ⑥いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会へ FAX で第一報を行う。
- ⑦いじめの事実の有無の確認の結果は、県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑧いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通す観点から、所轄警察署と相談して対応する。
- ⑨生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①まず、つらい気持ちを受け入れ、共感し、心の安定を図る。
- ②最後まで守ることや秘密を守ることなどを伝える。
- ③いじめの事実を十分に確認する。
- ④自尊感情を高め、必ず解決できる希望を持たせる言葉かけを行う。
- ⑤保護者に直接引き渡す。
- ⑥発見したその日のうちに家庭訪問し、事実関係等を直接保護者へ伝える。
- ⑦保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑧学校の指導方針を伝え、今後の対応について保護者の考えを確認する。
- ⑨継続して家庭との連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑩生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①いじめの定義をきちんと伝える。
- ②いじめたときの気持ちや状況などを十分に聞く。
- ③いじめの背景にあるものにも目を向ける。
- ④いじめられた生徒の気持ちを十分に認識させる。
- ⑤心理的な孤独感等を与えないようにするとともに、毅然とした対応を行う。
- ⑥正確な事実関係を説明する。
- ⑦いじめられた生徒や保護者のつらい気持ちを伝える。
- ⑧「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させる。
- ⑨今後の対応について説明する。
- ⑩家庭でのかかわり方等をスクールカウンセラー等と連携して適切な支援を考えて具体的な助言をする。

### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①情報に留意しながら、いじめの事実について確認する。
- ②いじめは「決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級等の全体に示す。
- ③当事者間の問題でなく、学級等の全体の問題として考えさせる。
- ④見て見ぬふりをする行為等もいじめを肯定するものであることを示す。
- ⑤いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であると理解させる。

## (6) ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る必要がある。一方で、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理するのは保護者であり、早期発見にはメールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

### ① ネット上のいじめの危険性

○匿名性により、自分だと分らないと思ひ、安易に生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込まれ、被害者は周囲のみんなが誹謗中傷等をしていると思うなどの強烈な心理的ダメージを受ける。

○SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）だからと安心して、個人情報や写真を掲載し、それが安易に加工されて誹謗中傷等の対象として不特定多数に流れる。

### ② いじめを発見した場合

○書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。

○人権侵害や犯罪、法律違反などに抵触すると考えられるものは、警察と連携して対応していく。

○児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談、通報を行う。

### ③ 保護者との連携

○学校での校則遵守の徹底や情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

○生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルール作りを行うこと。

○「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

○家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が発する小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談すること。

## (7) いじめの解消

いじめの解消は、学校いじめ防止等対策組織での会議により校長が判断する。しかしながら、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### ○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### [いじめの解消の判断]

①いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを認められること。

- ②被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等によって確認できること。
- ③学校いじめ防止等対策組織での会議で、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを認められること。
- ④学校長がいじめ解消の判断を行う。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ①重大事態の報告

○校長が重大事態と判断した場合、教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告する。

#### ②調査の趣旨及び調査主体について

○調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

○調査の主体は、学校が主体となっていくが、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

#### ③調査を行うための組織について

○校内「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

#### ④事実関係を明確にするための調査

○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような状態であったかなどの客観的な事実関係を明確にする。

○いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

ア) いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒から聞き取り調査を行う。
- ・在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ・当該生徒の保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・在籍生徒や教職員に対し、質問紙調査および聞き取り調査を行う。

[自殺の背景調査における留意事項]

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対し、配慮と説明を行う。
- 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を加える。
- 背景調査においては、資料や情報の信憑性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 調査により判明した事実の影響についての分析評価は、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

[その他の留意事項]

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒と保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか）について説明する。その際、事実をしっかり向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

### ②調査結果の報告

その調査結果については、県教育委員会を通じて県知事へ速やかに報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、県教育委員会は、今後の同種の事態防止策やいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ①未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ②教職員の共通理解と意識啓発
- ③生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥発見されたいじめ事案への対応

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ①客観的な事実関係の調査
- ②当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供
- ③重大事態に係る調査結果の知事等への報告
- ④当該事態への対応
- ⑤同種の事態の発生防止

## 7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校がいじめの問題への取組状況を学校いじめ防止基本方針に位置付けP D C Aサイクルに基づき評価するとともに、「いじめ問題対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。

[評価項目]

- 日頃から生徒理解に努め、生徒の自己有用感を高めることで、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を教育相談委員会等にて行う。
- いじめが発生した際、問題を隠さず、迅速かつ適切で、丁寧な対応を組織的に取り組む。
- 定期的にあるいは必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談を実施する。
- いじめの未然防止にむけて、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修（職員研修等）を実施する。
- 道徳教育、人権教育、啓発活動の充実を図る。